

第5編

京都府南海トラフ地震 防災対策推進計画

第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総則

第1節 計画の方針

1 南海トラフ地震について

- (1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

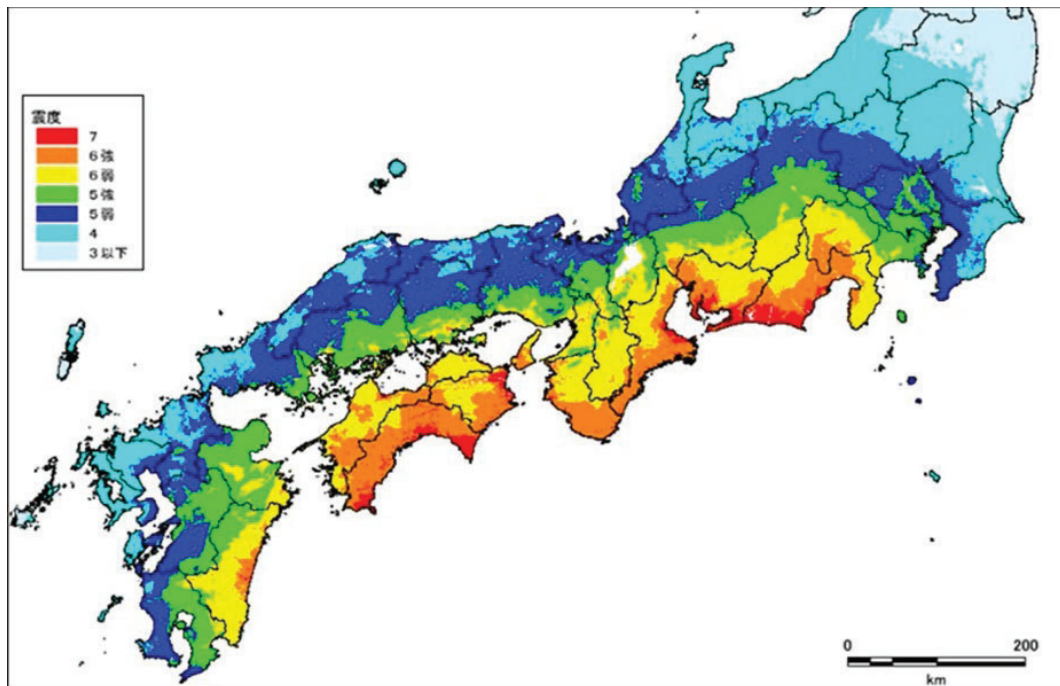
一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

- (2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

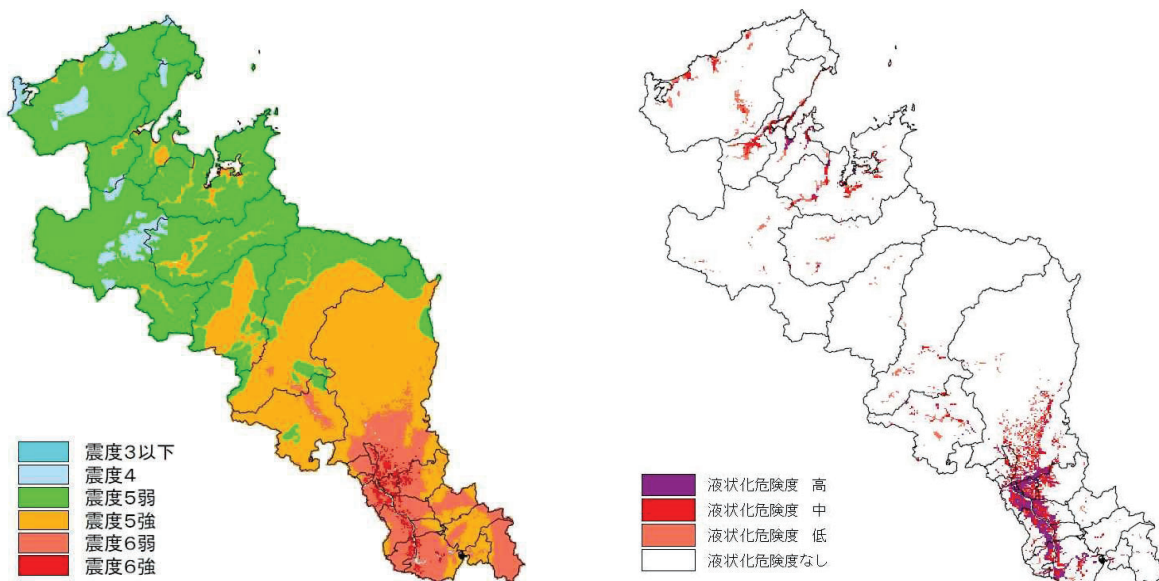
モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

【震度想定】

< 全域（令和7年3月内閣府公表） >



< 京都府域（平成26年6月京都府公表） >



- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

(令和7年3月内閣府公表)

		死 者 (人)	負 傷 者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数 (棟)					
					揺れ	液状化	津波	急 傾 斜 地崩壊	火災	合計
京都府										
平均 風速	夏12時	約400	約15,000	約3,600	約11,000	約3,300	－	約40	約90	約15,000
	冬深夜	約600	約12,000	約3,500					約90	約15,000
	冬18時	約1,300	約15,000	約3,400					約36,000	約50,000
強 風	夏12時	約400	約15,000	約3,600					約600	約15,000
	冬深夜	約700	約12,000	約3,500					約1,000	約15,000
	冬18時	約1,600	約16,000	約3,400					約49,000	約64,000
全国（近畿地方が大きく被災するケース：地震動ケース（陸側）、津波ケース（ケース③））										
平均 風速	夏12時	約205千	約935千	約334千	約1,279千	約110千	約174千	約6,800	約167千	約1,737千
	冬深夜	約280千	約617千	約380千					約160千	約1,730千
	冬18時	約236千	約647千	約348千					約642千	約2,212千
強 風	夏12時	約206千	約950千	約334千					約209千	約1,780千
	冬深夜	約282千	約632千	約380千					約204千	約1,775千
	冬18時	約239千	約661千	約348千					約763千	約2,333千

(4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(以下、「南海トラフ地震法」という。)に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域(以下、「推進地域」という。)として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

(5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。(平成26年3月31日内閣府告示第21号)

京都府域においては、震度6弱以上の揺れが想定された以下の18市町村が指定を受けた。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町 及び南山城村

(6) 平成24年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成26年6月にそれを基に京都府で整理を行った。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数	負傷者数		要救助 者 数	短期 避難者数	全壊	半壊・ 一部半壊	焼失建物
				重傷者数					
南海トラフ地震	6強	約1,600	約16,000		約3,600	約289,000	約15,000	約77,000	約49,000

(7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対策検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。

(8) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告

書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。

- (9) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和5年2月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法の検討が行われるとともに、同年4月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。
- (10) その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和7年3月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。

2 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

3 計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、「地域防災の見直し部会」等の京都府防災会議専門部会で検討の上、防災対策を定めるものとし、今後、府域全体の防災対策を講じる観点から、国、中央防災会議、府、市町村、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

4 本計画が対象とする地域

(1) 推進地域

京都府内における推進地域は次に掲げる市町村の区域である。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

(2) その他の地域

推進地域以外の地域についても、本計画に準じて対策を推進するよう努めるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

京都府内における防災に関し、府、推進地域内市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、京都府地域防災計画震災対策計画編（以下「震災編」という。）第1編第2章に定めるところによるものとする。

【震災編第1編第2章参照】

第2章 地域における防災力の向上

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限にとどめるための取組を推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取組だけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、京都府域に対する近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、府民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、府民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関

・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 府及び市町村のとりべき措置

(府危機管理部、府総合政策環境部、府健康福祉部、府建設交通部、市町村)

府及び推進地域内市町村(以下「市町村」という。)は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- 1 自治体首長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防・救助資機材等の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と府民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難地、避難施設等の確保
- 11 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2節 府民等のとりべき措置にかかる対策

(府危機管理部、府総合政策環境部、府健康福祉部、府建設交通部、市町村)

府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

- 1 府民及び防災活動組織の対策
 - ア 住宅等の耐震化の促進
 - イ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
 - ウ 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
 - エ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
 - オ 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
 - カ 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
 - キ 防災訓練及び防災事業への参加
 - ク 地域内企業やNPO等との連携

2 企業等の対策

ア 施設等の耐震化及び安全対策の推進

イ 必要物資の備蓄

ウ 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施

エ 地域コミュニティとの連携

オ 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持（京都BCP）

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより府民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における府民の適正な判断力の養成、府民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、府及び市町村は、府民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

(各機関)

- (1) 府は、府職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

- (2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 一般住民に対する防災知識の普及

- (1) 府及び市町村は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

府、市町村及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容
- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - イ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
 - エ 応急手当の方法
 - オ 教職員の業務分担
 - カ 児童生徒等の登下校(園)時等の安全確保方法
 - キ 学校(園)に残留する児童生徒等の保護方法
 - ク ボランティア精神
 - ケ その他
- (2) 教育・指導の方法
- ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
 - イ 研修等を通じた教職員への防災教育
 - ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他
- 防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 自動車運転者等に対する指導

警察本部は、地震発生時に自動車運転者等が適正な行動がとれるよう、次の事項について指導を行う。

- (1) 指導の内容

- ア 南海トラフ地震に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的知識
- ウ 交通規制の実施方法
- エ 自動車運転者等のとるべき措置
- オ 応急処置の方法
- カ その他の防災措置等
- (2) 指導の方法
 - ア 運転免許更新時の講習
 - イ 安全運転管理者講習
 - ウ 交通安全指導
 - エ 自動車教習所における指導 【震災編第2編第14章参照】

第2節 広報

府知事直轄組織、府危機管理部、府商工労働観光部、府教育庁、府警察本部、市町村、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社

府及び市町村等は、府民等に対し、次により、必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報
- (2) 地震及び津波に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ア 社会教育施設における講座等を通じての広報
 - イ PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報
 - ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報
- (3) 広報媒体等による広報
 - ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報
 - イ パンフレット等による広報
 - ウ ホームページ等の情報通信環境による広報
 - エ ビデオ、スライド等による広報
 - オ その他の広報
- (4) 移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報に当たっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

【震災編第2編第14章参照】

第4章 防災訓練

(各機関)

南海トラフ地震等府域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を震災編第2編第13章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、府民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

【震災編第2編第13章参照】

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

(府危機管理部、府健康福祉部、府農林水産部、府建設交通部、府教育庁、府警察本部、市町村)

1 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、府及び市町村は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
 - (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
 - (3) 災害時要配慮者に配慮する。
- また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画

府は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画は、次に掲げる施設等について、京都府地震防災緊急事業五箇年計画において別途定めるものとする。

- (1) 避難地及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、配管等の公益物件を地下に収容するための施設
- (6) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの
- (7) 次に掲げる施設のうち、現行の耐震基準に適合せず、改築又は補強を要するもの
 - ア 公的医療機関
 - イ 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院
(これらの病院のうち、医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものを除く。)
 - ウ 社会福祉施設
 - エ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、又は特別支援学校
 - オ ア及びイに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- (8) 農業用ため池及び附帯施設で、下流にある人家や公共施設への2次災害防止のために整備を要するもの
- (9) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (10) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (11) 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (12) 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

【震災編第2編第1章参照】

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、府民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

(各機関)

1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2 公共施設等の耐震化の推進

(1) 防災上重要な府有施設の耐震化

府は、防災上重要な府有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

府は、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

(2) 府以外の防災関係機関においても、市役所、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する施設について、(1)に準じ、耐震化対策を推進する。

(3) 道路・鉄道・港湾・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、港湾、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

【震災編第2編第1章参照】

第2節 文化財保護対策の実施

(府文化生活部、府教育庁、市町村)

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

京都府内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

2 府及び市町村は震災編第2編第1 2章に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【震災編第2編第12章参照】

第3節 長周期地震動対策の推進

(府危機管理部、府総合政策環境部)

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、府は、南海トラフ地震が発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

(府危機管理部、府総合政策環境部、府建設交通部、市町村)

南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- 1 南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施

第5節 帰宅困難者対策の推進

(府危機管理部、市町村)

府及び市町村は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

【震災編第2編第20章参照】

第7章 関係者との連携協力の確保

第1節 広域防災体制の確立

(府危機管理部、府総合政策策定部、府健康福祉部、府農林水産部、府商工労働観光部、府建設交通部、府警察本部、市町村)

南海トラフ地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、府内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 府及び市町村は新再編第2編第9章に定めるところにより物資の備蓄に努める。
- (2) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要な資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- (3) (2)において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

2 他府県との連携

- (1) 南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、関西広域連合や「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」締結府県等とより緊密に連携をとりつつ対策を推進する。また、応援・受援については関西広域連合の関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱及び南海トラフ地震応急対応マニュアルに基づき体制を確立する。
- (2) 南海トラフ地震は、東海から九州までの広い範囲が被災することが想定されていることから、被災圏域外の都道府県との連携について検討を進める。

3 広域災害に対応する輸送体制の整備

- (1) 道路、港湾その他の施設等に関し、被災状況等の収集体制の整備を推進する。
- (2) 南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、次の輸送ネットワークの確保に努める。
 - ア 近接府県と連絡する幹線交通ネットワークの確保
 - イ 日本海沿岸部から府南部地域への進入ルートの確保
- (3) 災害発生時においては、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、府及び市町村等は、ヘリコプターによる搬送に備え、ヘリポート、燃料等を確保する。

4 防災活動拠点の整備とネットワーク化

府及び市町村は、次の防災活動拠点を指定し、実効的なネットワークづくりを推進する。

- (1) 救助活動拠点
- (2) 医療活動拠点
- (3) 物資搬送拠点

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、府は次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	キーワードを付加する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内※1でマグニチュード6.8※2以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震注意	○巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

2 府の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域及びその他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する。
- (2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部（必要と認めたときは災害対策本部）を設置し、関係部局長会議もしくは課長会議を開催し、今後の対応を確認する。
- (3) また、府民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、すぐに逃げられる態勢の維持など、特別な備えを取るよう呼びかける。
 なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との連絡手段の確認、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- (4) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。
- (5) 関係部局においては、関係部局長会議もしくは課長会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
 また、会議の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域及びその他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。
- (6) 関西広域連合と情報共有を図った上で、後発地震に備えた広域応援・受援体制を構築するとともに、日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えに係る住民への呼びかけについて、関西広域連合と連携して行う。
- (7) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第3節 防災体制に関する事項

（各機関）

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意すべき点を掲げる。

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- (1) 地震発生時には、防災関係機関は、震災編第3編第1章又は第24章により、すみやかに災害応急対策にあたるための体制を整える。
- (2) 南海トラフ地震においては、広域にわたる交通網の寸断や時間差発生 of 危惧等活断層地震とは異なる特徴を持っているため、府は、府域で観測された震度が震度4以下であっても、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本」協定締結府県において震度6弱以上の揺れが観測されている場合には、被害の程度を勘案し、知事の決定より、災害警戒本部を設置する。
- (3) 府における災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、京都府災害対策本部条例(昭和37年条例24号)、京都府防災規程(昭和38年京都府訓令第5号)及び京都府地域防災計画に定めるところによる。

府における災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災編第3編第1章に定めるところによるものとするが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないことも想定されるため、初動期にあつては、同章に定める非常時専任職員に職務を行わせるものとする。

- (4) 市町村その他防災関係機関における災害対策本部等の組織及び運営は、市町村の条例等に定めるところによるものとする。
市町村等の動員については、それぞれの機関において定める計画によるものとするが、計画策定にあたっては、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するものとする。
- (5) 設置された災害対策本部等においては、相互に緊密に連携を図るものとする。
【震災編第3編第1章、第24章参照】

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。

なお、被害の状況により応援可能なことが判明した場合は、関西広域連合の調整により被害の大きい他府県等を応援することとする。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

ア 被害状況等の情報収集・伝達については、震災編第3編第2章に定めるところによるものとする。

イ 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、非常通信経路を用いるものとする。(京都府地域防災計画資料編資料2-3参照)

ウ 防災関係機関は、その所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。

この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所・避難場所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。

(2) 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

ア 対策要員の確保

府は、市町村における対策要員の配備状況を把握し、必要に応じて、要員派遣等広域的な措置をとるものとする。

イ 資機材、必要物資等の確保

府は、発災後適切な時期に、資機材及び必要物資について、府及び防災関係機関

が所有する備蓄量並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄量を把握し、必要に応じ、市町村等に供給する。

(3) 応援の要請

ア 国及び他府県に対する応援要請並びに市町村に対する応援指示等

知事は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、震災編第3編第1章第6節に定めるところにより、国等に応援要請等を行うものとする。

イ 緊急消防援助隊の応援要請

知事は、被災市町村から要請の依頼を受け、災害応急対策のため必要があると認めるときは、別に定める京都府緊急消防援助隊受援計画に定めるところにより、消防庁長官あて、緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

ウ 警察災害派遣隊の応援要請

警察本部長は災害応急対策のため必要があると認めるときは、管区警察局を通じて警察庁に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を事前に連絡するとともに、派遣部隊の要請に関する公安委員会手続きを行うものとする。

エ 自衛隊の災害派遣

府は、災害応急対策のため必要があると認めるときは震災編第3編第4章に定めるところにより、自衛隊災害派遣要請を行うこととする。

オ 交通関係機関、ライフライン関係機関

交通関係機関、ライフライン関係機関においては、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、それぞれの機関が定めるところにより、関係する機関に応援を要請するものとする。

【震災編第3編参照】

京 都 府 地 域 防 災 計 画

震 災 対 策 計 画 編

編 集 発 行 京 都 府 防 災 会 議

事 務 局 京都府危機管理部災害対策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(〒602-8570)
電話 075-414-4475
